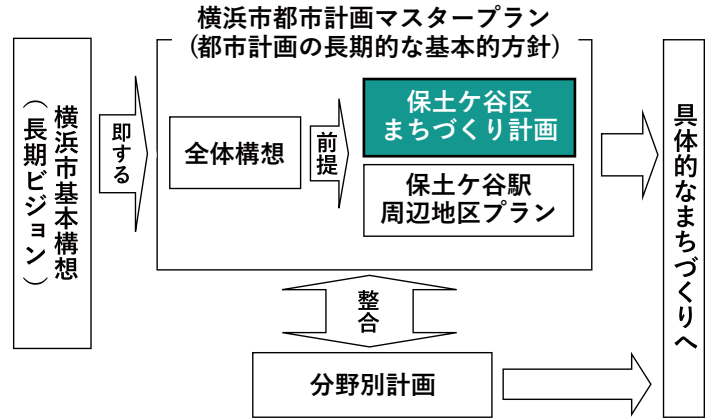


横浜市都市計画マスタープラン・保土ヶ谷区プラン 保土ヶ谷区まちづくり計画 改定素案 《概要版》

改定素案に対するご意見を募集します。
意見募集期間 平成 29 年 11 月 10 日（金）～ 12 月 15 日（金）

保土ヶ谷区まちづくり計画とは

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。「保土ヶ谷区まちづくり計画」は、おおむね 20 年後の将来を見据えて、保土ヶ谷区のまちづくりの基本的な方針を定めています。



改定の背景

「保土ヶ谷区まちづくり計画」は平成 14 年度の策定から 15 年余りが経過し、この間、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んでいます。

また、今後人口減少社会の到来が予測されるなど、社会経済状況の変化や15年間で変化したまちの状況に合わせた改定を行いました。

目標とする将来都市像

保土ヶ谷区は、商業・業務や行政サービスなどの多様な都市機能が集積している低地部と、住宅地としての性格が強い丘陵部とが補完し合って成り立っていることから、まちづくりの目標を

市の中心部に近い立地を生かし、
自然や歴史などの魅力を大切にしたい
いつまでも住み続けたいまち

とします。この目標をまちの成り立ちに対応させて、さらに以下の目標を立てました。

2 低地部

多様な都市機能が集積し
拠点性が強化された、
にぎわいを創り出すまち

1 丘陵部

丘を単位とした身近な地域の生活環境が
豊かに維持された暮らしやすいまち

3 丘陵部と低地部及び周辺の拠点とが
まとまりとつながりをもった、均整のとれたまち

周辺の拠点

4 保土ヶ谷のもつ魅力が再認識され、区民によって保全・育成されるまち

5 災害に強く、防犯性の高い、区民が安全・安心に暮らせるまち

1 土地利用の方針

(素案 P.29~31)

鉄道駅や近隣拠点等を中心に、歩いて行くことができる範囲で様々な用が足り、豊かな暮らしができるよう、コンパクトにまとまったまちづくりを行います。

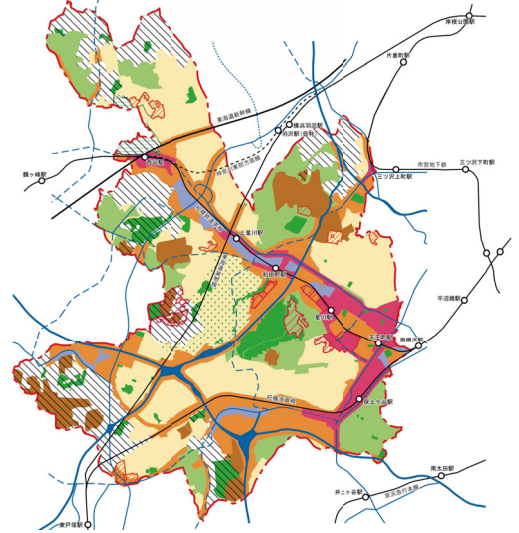
低地部

- 星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺を区心部として位置づけ、各駅周辺にふさわしい商業・業務などの機能をさらに集積します。
- 西谷・上星川・和田町駅周辺は、地域の生活拠点として位置づけ、丘陵部の住宅地とのつながりを強めていきます。

丘陵部

- 緑の多い良好な住宅地として保全・誘導を図ります。
- 日常的な買物や生活サービスなどの機能の充実を図るとともに、住宅地内の商店街では、身近な買物の場であるだけでなく、地域の交流の場としての再生に向けた取組を行います。

土地利用方針図



2 都市交通の方針

(素案 P.32~33)

生活の利便性を高めるため、まちの連携を支える交通体系を整えていきます。

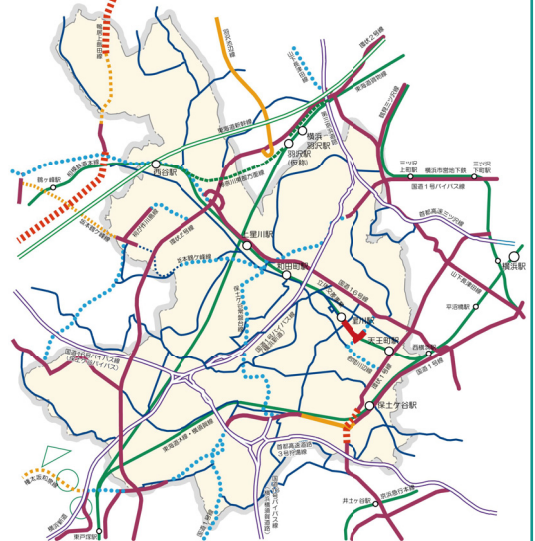
誰もが移動しやすい交通

- 幹線道路では、自動車交通を円滑化するため、財政状況や社会情勢の変化を踏まえた効率的な道路ネットワークの形成を進めます。
- 幹線道路と駅のアクセスを改善するなど、駅周辺の交通機能を向上させるとともに、交通ターミナル機能の充実に取り組みます。

環境を守り人にやさしい交通

- 道路や交通の環境改善を図るため、渋滞解消のための交差点改良やヒートアイランド現象の緩和に向けた道路整備を進めます。
- 安全・安心で快適なバリアフリーの歩行者ネットワークの形成を促進し、誰もが移動しやすい環境の整備に取り組みます。

都市交通の方針図



3 都市環境の方針

(素案 P.34~35)

保土ヶ谷の特色のある自然を次世代へ残し、水と緑の環境を保全・育成するための活動や取組を進めます。

水と緑の保全と創出

- 帷子川と今井川、及びその支流においては、治水安全度の向上を図る中で、親しみやすい水辺空間の創出に努めていきます。
- 区内に残された緑地を次世代に継承するため、公園や特別緑地保全地区などの緑地保全制度により、地域の協力を得て保全します。

温暖化対策と生活環境の保全

- 再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、未利用エネルギー導入に向けた取組を進めます。
- 敷地内の緑化や地下水の涵養、雨水利用、公共交通機関の利用、低公害車等の導入、ごみのリデュースの推進など、区民・事業者それぞれが環境保全を意識して行動することに努めます。

都市環境の方針図



4 都市の魅力の方針

(素案 P.36~37)

まちの歴史や地域に対する愛着をもてるよう、歴史資産を保全・活用し、身近に感じられるまちづくりを進めます。

個性を活かした魅力の向上

- 旧東海道保土ヶ谷宿や境木地蔵尊など、地域の歴史・文化資産を保全し、歴史の継承や交流の活性化を進めます。
- 由緒ある坂の名前を残す、寺社のもつ景観性を保全するなど、より身近にある歴史を残していきます。
- 斜面緑地や、丘の上の高台の見通しの良さなど、保土ヶ谷区ならではの魅力を保全し、良好な景観形成を目指します。



区民に親しまれる魅力の向上

- 帷子川や今井川などでは、親水拠点や文化施設のネットワーク化を進め、水辺空間の魅力を高めます。
- 「ほどがや花憲章」に基づき、できることからまちの緑化を進め、市街地の緑豊かで良好な景観形成を進めます。

5 都市活力の方針

(素案 P.38~39)

市民生活の利便性向上に向けて、歩いて行くことができる範囲のまちの暮らしを豊かにすることを目指します。

区民生活の利便性向上

- 高齢化が進む中、子どもから高齢者まで、多様な世代がいきいきと活動できる環境づくりを進めます。
- 地域における福祉、健康づくり、子育て、環境保全、防災、生涯学習などの活動の支援、情報提供などにより、孤立せず、安心して楽しく暮らせるコミュニティの形成に取り組みます。
- 行政情報をはじめ、様々な地域情報を区民誰もが入手しやすい環境づくりを進め、迅速でわかりやすい情報の提供を進めます。
- 地域の様々な活動の拠点となる区民利用施設・福祉施設については、区民にとってより使いやすいものとなるよう、施設の更新にあわせて配置の見直しを検討します。
- 丘陵部に立地する文化、スポーツ、福祉保健、医療などの拠点へのアクセスの向上を図るとともに、施設の利便性を高める方策を検討し、それらの施設を利用して生活の向上につなげます。

6 都市防災の方針

(素案 P.40~41)

東日本大震災を教訓として、地震や風水害などの大規模災害に強いまちづくりを進めます。また、地域と連携しながら、防災力、防犯力を向上させ、安全・安心のまちづくりを進めます。

災害に強いまちづくり

- 河川の流域では、水害に備えて、保水・遊水機能の確保を図るとともに、液状化マップの情報を充実するなど必要な対策について検討します。
- 密集市街地では、地震時に建築物の倒壊や延焼等の被害が懸念されるため、老朽化した建築物の建替えや共同化による不燃化・耐震化を促進します。
- ライフラインについては、事業者とともに計画的に維持管理と更新を行い、被害を最小化する耐震性を確保します。



地域の防災・防犯力の向上

- 「20万区民の自助・共助による減災運動」により、家庭と地域における自助・共助の取組を進めていきます。
- 建築物や宅地開発における計画初期の段階から防犯の観点を取り入れた検討を行うなど、地域の防犯力向上に資するまちづくりを推進します。

1 峰岡・常盤台地域

(素案 P.43~45)

まちと暮らしの目標像

- 主要な道路沿線の低地部は、商業系機能を使って便利に生活できる
- 丘陵部の住宅地は、身近な生活機能や災害への備えが整い、安心して暮らせる
- 南北に行き来がしやすい交通体系が整備され、大きな病院や公園、区民利用施設などを身近に利用できる
- 横浜国立大学と周辺地域のつながりが深まり、まちを活性化させる

主な方針

- 和田町駅周辺では、商店街や帷子川沿いの歩行環境の向上など、まちの魅力を高めていきます。神奈川東部方面線の開業にあわせて、羽沢駅（仮称）へのアクセスの向上について検討します。
- 大池道路と裁判所通りを生活の軸として、丘の南北及び地域内の行き来がしやすい交通環境を整えるとともに、安全な歩行者空間を確保します。
- 大学及び学生が地域や商店街の活動に参加しやすい仕組みを整えるなど、交流・協力関係を深めていきます。また、大学の協力を得て、大学施設等の地域での利用について検討します。



2 天王町・星川・桜ヶ丘地域

(素案 P.46~48)

まちと暮らしの目標像

- 低地部では帷子川を軸としたにぎわいの中にもやすらぎのある環境となっている
- 丘陵部では、緑の多い静かで落ち着いた住環境が維持されている
- 保土ヶ谷駅、天王町駅、星川駅を結ぶ低地部は、さらに充実した都市機能を有した一体感のある区心部となっている
- 古くからの住宅地としての人のつながりが受け継がれ、住民がまちに愛着を持っている

主な方針

- 星川・天王町、及び保土ヶ谷駅周辺は、文化施設の利用促進、活気のある商店街づくりを進めるなど、区心部にふさわしいにぎわいのある環境を整えていきます。
- 建築協定や緑地協定などにより、敷地が広く緑の多い良好な環境を維持する活動を進めます。住民が主体となった取組を通じて、地域環境の向上に寄与している緑地などを、地域の合意の上で保全し、管理していく仕組みを模索します。
- 人々の交流を促すイベントや祭りへの地域ぐるみの取組、さまざまな区民活動の拠点となる場の整備、地域に密着した情報の伝達手段の充実などによって、古くからの住宅地における人のつながりが受け継がれ、まちに愛着を持てるようにします。



3 今井・権太坂・境木地域

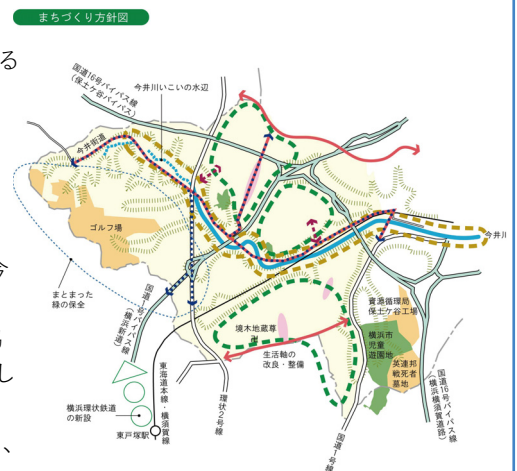
(素案 P.49~51)

まちと暮らしの目標像

- 今井川の水と周辺の緑が豊かな自然を提供し、環境と調和したまちなみが連なっている
- 丘陵部では、緑に包まれたゆとりある住宅地の中で、落ち着いて暮らせる
- 高齢になっても、安心して住み続けられる生活サービスが、地域内に確保されている
- 東戸塚への利便性がよく、その都市機能の集積を便利に使う生活できる

主な方針

- 河川の水質を浄化し、両岸斜面部に残る樹林地の緑をつなぎ憩いの場とするなど、今井川を軸として、緑と水の潤いのある環境づくりを進めます。
- 丘陵部の戸建てを中心とした住宅地では、良好な住環境を維持していくため、建築協定や緑地協定などの制度を活用したルールづくりや、地域ぐるみで花や生け垣を生かしたまちなみづくりを進めます。
- 人口減少や高齢化の進行が想定される中、安心していきいきと住み続けられるよう、身近な所で福祉・医療・買物などのサービスが受けられる環境を整えていきます。
- 今井街道や環状2号線を通行するバス網を充実するなどして、住宅地から東戸塚や区心部・都心部へ行き来しやすい交通体系の整備を進めます。



4 狩場・瀬戸ヶ谷・岩井地域

(素案 P.52~54)

まちと暮らしの目標像

- 横浜市児童遊園地周辺が自然に触れあえる緑の拠点となっている
- 水害や崖崩れなど、防災上の不安がなく暮らせる
- 保土ヶ谷駅の周辺では、旧東海道の歴史の趣が感じられ、魅力あるまちなみの中に、にぎわいがある
- 急な坂道や階段の多いまちを、容易に移動できる道路交通環境が整い、幹線道路も歩きやすく整備されている

主な方針

- 横浜市児童遊園地、英連邦戦死者墓地など、緑に囲まれた施設の連携を図りつつ、緑を生かした自然に触れあえる拠点としていきます。
- 河川改修などを進め水害対策を充実するとともに、崖崩れ防災対策などを進め、安全・安心な住環境を作り出します。
- 保土ヶ谷宿をはじめとして、様々な時代の歴史資源を改めて発掘し、まちの魅力としてつくり育てていくとともに、まちづくりに活かします。
- 暮らしやすく安全な住環境とするため、急な坂道を上り下りしやすい方策を検討します。

まちづくり方針図



5 上新・西谷・上星川地域

(素案 P.55~57)

まちと暮らしの目標像

- 緑地と農地を中心とした豊かな自然的環境が身近に残っている
- 西谷駅や上星川駅周辺が地域の生活拠点としての機能を果たしている
- 駅から離れた住宅地や団地からも、公共交通によるスムーズな行き来ができ、交通安全も確保されている
- 高齢者がいきいきと暮らし、若い世代も住みたいと思える環境が整っている

主な方針

- 緑の景観を生かしながらまちづくりを行うよう誘導します。
- 営農環境の充実を図り、西谷駅北側に広がる農業専用地区を始めとした農地を保全します。また、区民が身近な場所で農業に触れることができる環境を整えます。
- 上星川駅周辺では、駅前広場や商店街の歩行者空間の充実に取り組みます。西谷駅周辺では、駅へのアクセス動線の整備を図ります。
- 教育や子育ての環境を整え、若い世代の定着を図っていきます。地域活動に参加しやすい場を整えるなど、様々な世代にとって住みよい環境づくりを進めます。

まちづくり方針図



6 仏向・川島地域

(素案 P.58~60)

まちと暮らしの目標像

- 清流や樹林地、生息する動植物など、豊かな自然に身近に触れ合うことができる
- 地域の生活拠点である駅周辺が、特徴を生かして魅力的に整備されている
- 交通ネットワークや歩行者空間が整い、丘から駅への利便性が向上している
- 自然や伝統文化を生かしたコミュニティが形成されている

主な方針

- 豊かな自然を生かした陣ヶ下溪谷公園やたちばなの丘公園をはじめ、帷子川沿いに広がる斜面緑地や、まとまって残る樹林地など、緑の保全に努めます。
- 駅周辺では、現在の親近感のある雰囲気を生かしながら、にぎわいのある商店街を中核とした身近な生活拠点としての機能を強化していきます。
- 地域の骨格的な生活の軸となっているバス路線(和田町駅~西谷浄水場~鶴ヶ峰駅)や、川島町から帷子川の学校橋を渡って西谷駅に至るルートなど、丘陵部と駅を結ぶ主要な道路の改善を進めます。
- 地域の特色である自然豊かな公園・水辺や、川島囃子など郷土の伝統文化を生かして、コミュニティづくりを進めるなど、地域の良さを次代に伝えます。

まちづくり方針図



保土ヶ谷区まちづくり計画改定素案に対するご意見を募集します

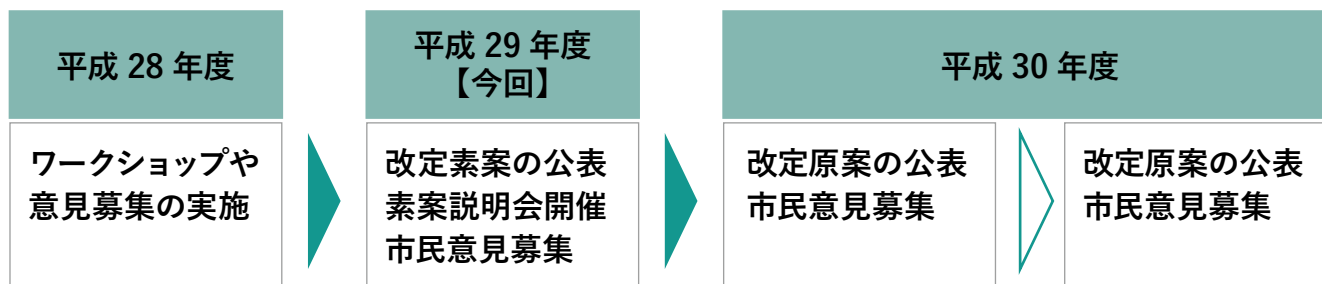
意見募集期間：平成 29 年 11 月 10 日（金）～ 12 月 15 日（金）

改定素案説明会の開催

次の日程で、改定素案の内容について理解を深めていただくため、説明会を開催します。
事前申込み不要で、どなたでもご参加いただけますので、ぜひお越しください。
※両日とも説明内容は同じです。

開催日時	会場
平成 29 年 11 月 27 日（月） 19 時～	保土ヶ谷区役所 2 階 201 会議室
平成 29 年 12 月 2 日（土） 10 時～	

改定までのスケジュール



改定素案の閲覧

平成 29 年 11 月 10 日（金）から次の場所で改定素案を閲覧することができます。

- ・ 保土ヶ谷区役所区政推進課
- ・ 区内各地区センター
- ・ 市庁舎 1 階市民情報センター
- ・ 市庁舎 6 階都市整備局地域まちづくり課

また、保土ヶ谷区役所ホームページでもご覧になれます。

[保土ヶ谷区まちづくり計画](#)

[検索](#)

改定素案に対する意見募集・問合せ

平成 29 年 12 月 15 日（金）までに郵送・FAX・E メール・電子申請システムでご意見をお寄せください。

【郵送】〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9 保土ヶ谷区区政推進課まちづくり調整担当

【FAX】 045-333-7945

【E メール】 ho-machirule@city.yokohama.jp

【電子申請システム】

スマートフォン用



携帯電話用



※様式は問いません。

なお、いただいたご意見等は個別回答はいたしません。意見集としてまとめて、ホームページなどで公表します。